

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (前2者注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する社会主義共和主義 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。 スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。	1,500,000 千円 -----	H16.3.1 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 J・チャリタ・ラトントラ財務・計画省次官	H16.11.26 764号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する社会主義共和主義 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。	800,000 千円 -----	H16.11.16 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H17.7.19 674号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する社会主義共和主義 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。	8,000,000 千円 -----	H17.1.17 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H17.5.31 346号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する社会主義共和主義 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。	146,000 千円 H18.2.2まで	H17.2.3 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H17.5.19 288号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する社会主義共和主義 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。	35,000 千円 H18.2.2まで	H17.2.3 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H17.7.19 675号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する社会主義共和主義 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みスリランカの経済の困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意すること。	330,000 千円 H17.3.31まで	H17.3.4 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H17.7.6 616号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注3) 日付については、官報における外務省告示番号をいう。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	マナンビライヤ新幹線道路橋梁 ^{ひょうりょう} 建設計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	マナンビライヤ新幹線道路橋梁 ^{ひょうりょう} 建設計画を実施するために必要な 1. マナンビライヤ新幹線道路橋梁 ^{ひょうりょう} の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,043,000千円 (H17年度 130,000千円) H18.3.31まで (H18年度 659,000千円) H19.3.31まで (H19年度 254,000千円) H20.3.31まで	H17.5.27 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスendra財務・計画省次官	H17.7.8 637号
スリランカ	ジャフナ教育病院中央機能改善計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	ジャフナ教育病院中央機能改善計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	90,000千円 H18.3.31まで	H17.11.28 コロンボ で (同日)	日本側 須田明夫在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスendra財務・計画省次官	H17.12.14 1164号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。